

各所属所長 殿
各市町教育委員会事務主管課長 殿

公立学校共済組合香川支部
支部長 淀谷圭三郎

育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続の見直しについて（通知）

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 88 号）による地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）の改正が、令和 7 年 4 月 1 日より施行されます。これに伴い、育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件及び手続の見直しが行われることとなりました。

改正の概要及び改正に伴う変更点については次のとおりですので、貴所属組合員に御周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正の概要

育児休業に係る子（以下「当該子」という。）が 1 歳に達する日（注 1）（注 2）以降について、保育の実施が当面行われないことによる育児休業手当金の支給期間の延長が認められる場合として、「速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合」と規定されました。（地方公務員等共済組合法施行規則第 2 条の 5 の 5 第 1 項第 1 号）

（注 1）：「1 歳に達する日」とは、1 歳の誕生日の前日を指します。以下同じ。

（注 2）：パパママ育休プラス利用時は、「1 歳に達する日後の育児休業終了日」または「1 歳 2 か月に達する日」のいずれか早い日となります。以下同じ。

2. 改正に伴う変更点

(1) 育児休業手当金の支給期間の延長に係る手続

① 対象者

令和 7 年 4 月 1 日以降に、当該子が 1 歳（または 1 歳 6 か月）に達する日を迎え、育児休業手当金の支給期間の延長を申請する組合員

② 手続

1に記載した「組合が認める場合」とは、2(2)にて記載する要件①～③のいずれも満たすことが条件となります。この要件を満たすことを確認するため対象の組合員に対して、以下の書類の提出を求めることとなりましたので、「育児休業手当金変更請求書」及び「辞令書」に添付し、所属所を経て公立学校共済組合へ提出してください。

- ・ 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（以下「申告書」という。）
- ・ 市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し（以下「利用申込書」という。）
- ・ 市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われなことが明らかとなる通知（以下「入所保留通知書等」という。）※

※ 当該子が1歳（または1歳6か月）に達する日の2か月前（4月入所申込の場合は3か月前）以降に交付されたもの

(2) 育児休業手当金の支給期間の延長に係る要件

① 市区町村に対して、当該子が1歳に達する日までに保育利用の申込を行っていること。

ただし、当該子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合は、「申告書」並びに「医師の診断書、障害者手帳の写し等」（特別な配慮が必要であることを確認できる書類）を添付してください。

なお、市区町村への相談なく組合員の判断のみによって申込を行わなかった場合はこれに該当しません。

② 保育利用の申込の内容が、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等を希望しているものであると認められるものとして、次の(ア)～(ウ)のいずれも満たすものであること。

(ア) 利用（入所）開始希望日を育児休業の申出に係る子の1歳の誕生日以前の日としていること。

なお、当該子の1歳の誕生日より相当前の日を利用（入所）開始希望日として保育利用の申込を行い、入所保留通知書等の交付を受けている場合でも、1歳の誕生日以降の期間について保育が実施されないこととされた状態が継続していることを確認する必要があります。

そのため、交付年月日が当該子の1歳の誕生日の2か月前（4月入所の申込の場合は3か月前）の日以降の入所保留通知書等を添付してください。

ただし、入所保留中は市区町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、申告書の理由欄に子の1歳の誕生日において保育が実施されていない旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（当該子の1歳の誕生日が保留の有効期限内にあるもの）を添付してください。

(イ) 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を行っていないこと。

「意思表示」とは、入所申込時に「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「入所保留となることを希望する」等、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に意思表示している場合が該当します。

「意思表示」は、申告書や利用申込書の記載によって確認することとなります。

(ウ) 利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道 30 分以上要する保育所等のみとなっていないこと。

この際の通所時間は、通所に利用する予定の交通手段による自宅からの片道の所要時間を指し、申告書の記載によって確認することとなります。なお、送迎サービス等を利用する場合は、送迎場所までの片道の所要時間を記入してください。

また、通所時間が 30 分以上となっている場合は、申告書によって、以下の合理的な理由に該当することを確認することとなります。

(a) 利用（入所）希望の保育所等が以下のいずれかを満たす場合

- ・ 組合員又はその配偶者の通勤の途中で利用できる場所にある場合
- ・ 勤務先（配偶者の勤務先を含む。）からの片道の通所時間が 30 分未満の場所にある場合

(b) 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が無い場合

(c) 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等では、職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できない場合

(d) 子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が無い場合

(e) 兄弟姉妹と同じ保育所等の利用（入所）を希望する場合

(f) 自宅から 30 分未満で通所できる保育所等が、いずれも過去 3 年以内に、児童への虐待等について都道府県又は市区町村から行政指導等を受けていた場合

なお、申告書に上記(d)から(f)の理由に該当する旨の記載がされている場合は、該当の理由が確認できる書類の添付が必要です。

(添付書類の具体例)

- ・ 医師の診断書や障害者手帳の写し等（d の場合）
- ・ 兄弟姉妹の在籍証明書等（e の場合）
- ・ 当該保育所等が行政指導等を受けた事実に関する市区町村の公表資料、保育所等の公表資料等（f の場合）

③ 当該子の 1 歳の誕生日の時点で保育が実施されないこと。ただし、当該子について、これまでにならぬ理由なく保育の利用を辞退した場合は除く。

申告書並びに入所保留通知書等の備考欄などで、当該子について保育所等の内定を辞退していないことを確認することとなります。

なお、「やむを得ない理由」とは、申込を行ったときから内定を辞退したときまでの間に、住所や勤務場所等の変更その他これらに準ずる事情の変更があり、内定した保育所等に子を入所させることが困難となった場合が該当します。

(3) 子が1歳6か月に達する日後の育児休業手当金の支給期間の延長について

子が1歳6か月に達する日後の期間について、育児休業等をすることが必要と認められる場合の手続きにおいては、2(2)の「1歳に達する日」並びに「1歳の誕生日」を読み替えて準用してください。

なお、再度の支給対象期間の延長においても、原則1歳6か月に達する日後の期間について、保育の実施が当面行われない旨の新たな確認書類の提出が必要になります。

(4) その他

① 当該見直しの適用対象者で、本通知より前に市区町村への申込が完了している場合

申告書の理由欄に「見直し後の要件が周知される前に入園申込が始まっていたため」と記載してください。変更前の延長要件をもって、延長支給の可否を判断することとします。

なお、書類については当該見直し後の2(1)の②を提出することとなります。

② 保育所への入所希望を1か所のみで申請する場合

申告書の理由欄に、1か所のみで申請する理由を記載してください。延長支給の可否については申告書によって、合理的な理由に該当することを確認します。この場合の「合理的理由」については、2(2)の(ウ)の(a)～(f)を準用することとします。

③ 育児休業を当該子の1歳以降の期間も含めて取得している場合

1歳に達する日以前に、育児休業手当金の支給期間延長要件に該当すれば、支給延長可能とします。1歳6か月時点も同様です。

3. 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の創設について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の改正に伴い、施行日である令和7年4月1日より、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金が創設されることとなりました。改正の概要及び手続については、詳細が分かり次第改めて通知します。

公立学校共済組合香川支部 短期給付担当：西尾 TEL (087) 832-3792
